

# 助産所・施術所・歯科技工所への 物価高騰対応支援金

## 支援金の申請に関するご案内

物価高騰の影響を受けている助産所・施術所・歯科技工所の負担軽減を図り、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、国の「重点支援地方交付金」を活用した「大阪市物価高騰対応支援金」を交付します。

### 交付対象

令和8年2月1日時点において、大阪市内に所在する次の施設

①助産所

②施術所〔あんま・はり  
きゅう・柔道整復〕

③歯科技工所

※ただし、受領委任の取扱施設に限ります。

### 給付までの流れ

STEP  
01

インターネット  
による申請



STEP  
02

大阪市内にて  
申請内容の審査



STEP  
03

不備がなければ  
支援金の振込



※原則、行政オンラインシステムでの申請となります。詳細は、大阪市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000673220.html>



### 申請受付期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月26日（木）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

### お問い合わせ

大阪市健康局保健所  
保健医療対策課（物価高騰対策）  
☎：06-6647-1016

【開設時間】  
9：00～17：30（土日祝日除く）  
※オンライン申請に対応できない  
場合は、担当までご連絡ください。

## 支援金の申請に関するご案内

◆申請受付期間：令和8年2月27日（金）から令和8年3月26日（木）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

### 交付要件 及び 支援金額

#### ○交付要件

- (1) 国または地方公共団体が開設する施設でないこと
- (2) 令和8年2月1日から支援金の申請日までの間、交付対象施設として運営していること
- (3) 申請日から令和8年3月末までに廃止・休止の予定がないこと

#### ○支援金額

交付対象施設ごとに 60,000円

### 申請方法

STEP  
01

原則、行政オンラインシステムより申請手続きをしてください。

[令和8年3月26日（木）まで]



STEP  
02

大阪市が、申請内容について審査を行います。

[不備がある場合は行政オンラインシステム等を通じて連絡します。]

STEP  
03

審査終了後、申請内容に不備がなければ、受付から1～2か月後に支援金を指定口座へ振り込みます。（交付決定通知書はありません）

[不交付決定の場合、行政オンラインシステム等を通じて通知します。]

### 必要書類

申請者名義の通帳又はキャッシュカード等の写し

### 注意事項

申請は原則インターネット（行政オンラインシステム）にて受け付けます。

申請は、対象施設1か所につき1回限りです。

不備に対し、期限までに訂正がされなかった場合は、辞退したものとみなします。

給付決定後に要件を満たさないことが判明した場合、支給決定を取り消します

### お問い合わせ

大阪市健康局保健所

保健医療対策課（物価高騰対策）

☎：06-6647-1016

【開設時間】

9：00～17：30（土日祝日除く）

※オンライン申請に対応できない場合は、担当までご連絡ください。